

介護予防支援の指定拡大に伴う 手続きの変更について(指定後の対応)

令和6年4月9日
北九州市保健福祉局地域福祉推進課

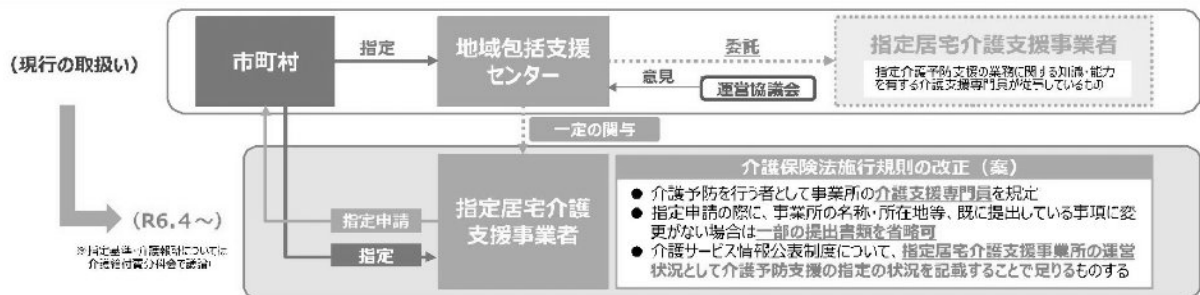
※説明内容は現時点のもので、厚生労働省からの通知等により内容が変更となる場合がございますので、ご承知おきください。

介護予防支援の指定対象の拡大(介護保険法施行規則の改正)

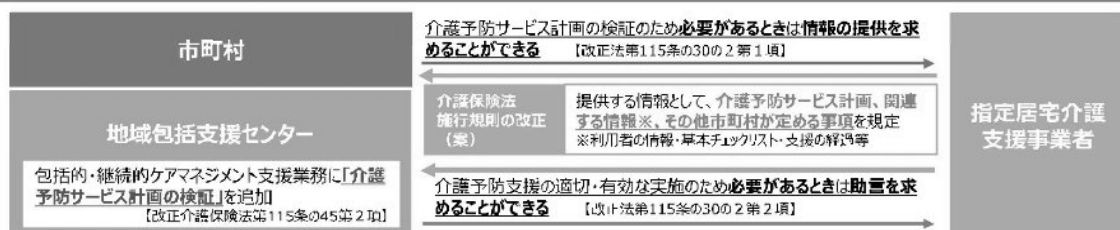
「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

○こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。**

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与

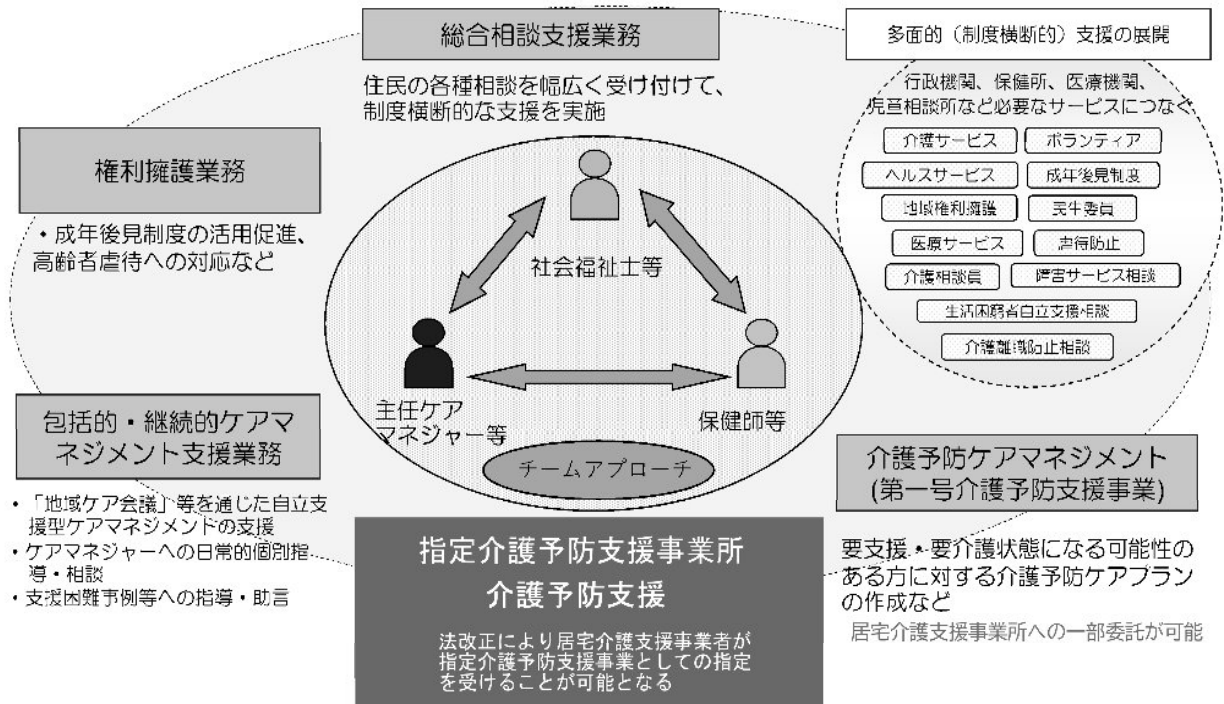


https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36525.html

第109回社会保障審議会介護保険部会の資料について 資料3-1 改正介護保険法の施行等について(報告)

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

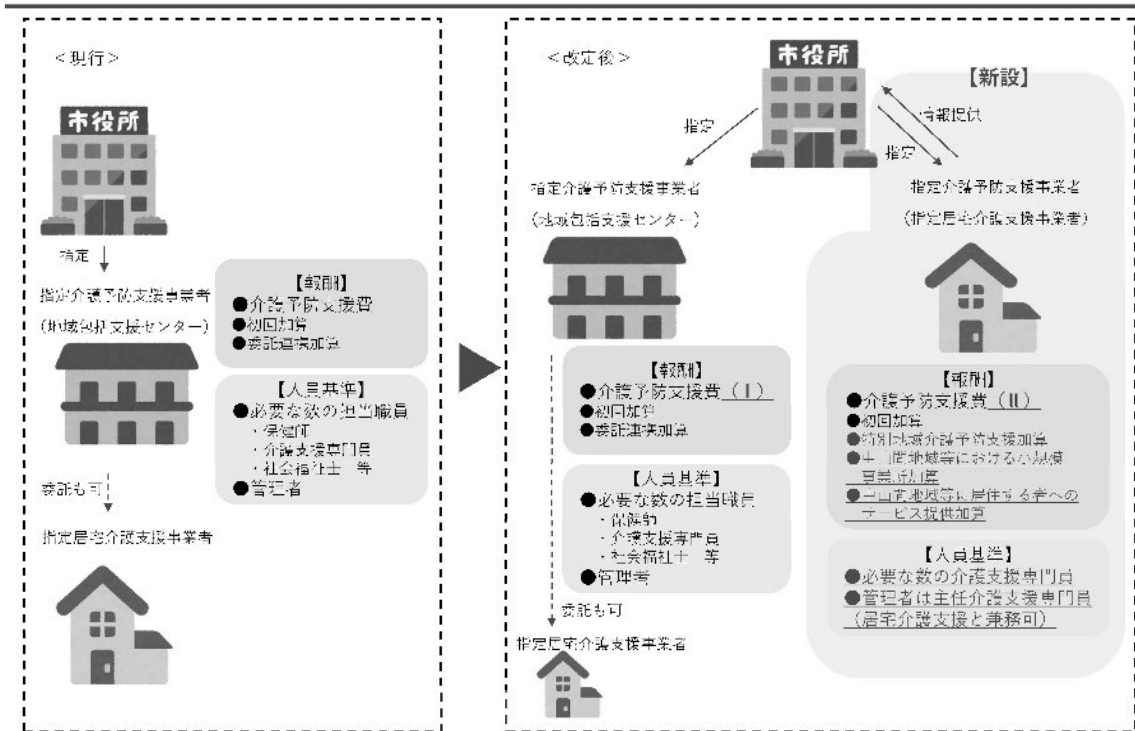


介護予防支援に係る単位数・算定要件等

< 現行 >	< 改定後 >
介護予防支援費 438 単位	介護予防支援費 (I) 442 単位 ※ 地域包括支援センターのみ
なし	介護予防支援費 (II) 472 単位 (新設) ※ 指定居宅介護支援事業者のみ
なし	特別地域介護予防支援加算 所定単位数の 15% を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在
なし	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合
なし	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合
※ 上記の加算については、介護予防支援費 (II) のみ	

小倉北区馬島・藍島に事業所がある場合

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き（案）

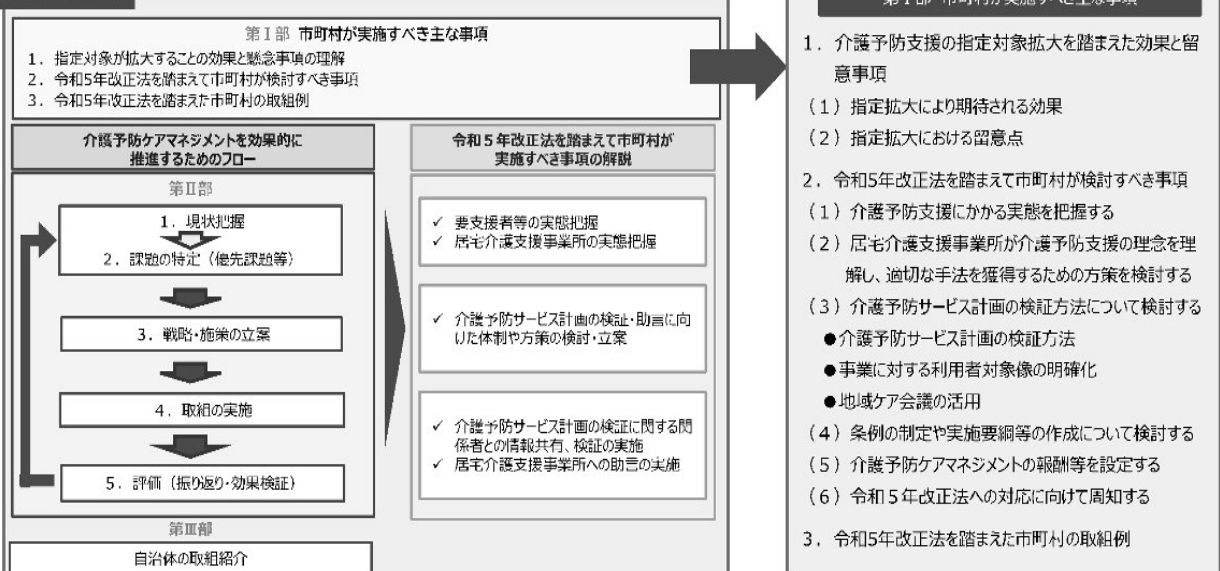
～令和5年改正法による介護予防支援の指定対象拡大を踏まえて～

令和5年改正法により、指定居宅介護支援事業者が新たに介護予防支援の指定を受けて実施が可能になったことに伴い、

- ・市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の情報の提供を求めることができる。
- ・地域包括支援センターは、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に「介護予防サービス計画の検証」を追加し、一定の関与を行う。

本手引きでは、上記の令和5年改正法による必要な取組の解説に加え、それらの取組をきっかけとして、市町村や地域包括支援センター等が地域の実情に応じて介護予防を効果的に展開するために、実施しなければならない事項について解説。

手引きの概要



第 I 部 市町村が実施すべき主な事項（一部抜粋）

2. 令和5年改正法を踏まえて市町村が検討すべき事項

(1) 介護予防支援にかかる実態を把握する

- 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への介護予防支援の委託率、居宅介護支援事業所の介護予防支援に対する理解度、地域包括支援センターにおける介護予防支援の負担度など、市町村における介護予防支援に関わる実態を把握する。

(2) 居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得するための方策を検討する

- 市町村において介護予防支援の実態を踏まえた上で、居宅介護支援事業所が介護予防支援の理念を理解し、適切な手法を獲得できるよう、研修会の開催等の方策を検討する。

■ 居宅介護支援事業所が理解を深める必要のある事項 ■

- 市町村が進める介護予防支援の方向性
- アセスメントに基づく適切なサービス、事業、インフォーマル資源、セルフケアや家族、地域支援の組み方や調整の方法、関わり方
- 第9期介護保険事業計画における介護予防支援、介護予防ケアマネジメントにおける課題、目標
- 介護予防支援に関する委託と指定の違い
- 介護予防支援の指定にあたっての条件やルール
- 今後、市町村や地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に対して、どのような関与を行うことがあるか / 等

(3) 介護予防サービス計画の検証方法について検討する

- 市町村は介護予防サービス計画の検証の必要があると認める時は、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防サービス計画の実施状況等の情報の提供を求めることができる。
- この点を踏まえ、市町村において、介護予防サービス計画の検証方法について、頻度や確認内容などのルールを検討する。地域ケア会議の場を活用して、適正化を図る方法も有効である。

■ 介護予防サービス計画の検証方法例 ■

【提出を求める書類】

- 利用者基本情報
- 基本チェックリスト
- 介護予防サービス計画
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表 / 等

【頻度】

- 介護予防サービス計画の新規作成時 / 更新時

【確認内容】

- 利用者の状態像と介護予防サービス計画の内容が沿っているか、沿っていない場合、その理由は何か
- 解決すべき課題が明確にされているか（アセスメントの質が保たれているか）
- 目標設定が適切か（本人の望む日常を目指す内容となっているか、抽象的ではないか）
- 目標に向けて適切なアプローチが提供される内容か（事業、サービス、地域資源やインフォーマルサービスの活用等が適切になされているか）
- 自立を阻害するような過剰な支援となっていないか / 等

第 I 部 市町村が実施すべき主な事項（一部抜粋）

(4) 条例の制定や実施要綱等の作成について検討する

- 様々な検討を踏まえ、必要に応じて、居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定について、市町村独自の要件を設けるかどうかを検討する。市町村独自の要件を設ける場合、指定介護予防支援に関わる条例の制定や改正を行のか、条例の制定や改正は行わず、実施要綱等を作成していくのかを検討する。
- なお、条例の制定や改正をして、国の基準に加えて独自のルールを設定する場合は、国の基準の類型（従うべき基準・標準・参酌すべき基準）にも留意して検討を行う必要がある。

(5) 介護予防ケアマネジメントの報酬等を設定する

- 市町村が目指す介護予防や自立支援を実現するための介護予防ケアマネジメントに資する報酬等の設定を行う。

(6) 令和5年改正法への対応に向けて周知する

- 令和5年改正法について、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターや市町村職員、その他専門職・専門機関、介護サービス事業者などの関係者に、説明会や研修を実施するなどして、周知する。
- 周知の際には、令和5年改正法の内容にとどまらず、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、住民も含めた関係者が協働して介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の目的や意義、介護予防ケアマネジメントや総合事業等に対する理解促進も行う。

3. 令和5年改正法を踏まえた市町村の取組例

A市の例

- 居宅介護支援事業者が適切に介護予防支援を行うことを支援するための環境・体制の整備（ルール作り）及び「一定の関与」を求められる地域包括支援センターの業務負担の軽減を目的として、独自の基準を設けることとした。
- 具体的には、条例で定める市の介護予防支援に関する方針において、介護予防支援事業の実施に当たって居宅介護支援事業者は一定の事項を遵守しなければならないことを示し、その詳細については別途、要綱に定めることとした。

■ 要綱での規定内容（A市の例） ■

- (1) A市独自の介護予防ケアマネジメントの研修受講
 - ① 地域包括ケアの深化・推進についての目指すべき方向性について
 - ② A市における総合事業の特性について
 - ③ A市独自のアセスメントツールの活用について
 - ④ A市独自の医療・介護の連携について
 - ⑤ 介護予防ケアマネジメントの考え方と進め方について
 - ⑥ その他
- (2) 地域包括支援センターとの連携
 - 地域包括支援センターによる初回同行訪問
- (3) ケアプランの適正化・好事例の提供

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page title is "全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議". The navigation bar includes "ホーム", "Google カスタム検索", and "検索". The main content area features a table of meeting records and a sidebar with navigation options.

回数	開催日	議題等	議事録/議事要旨	資料等	開催案内
-	2024年3月8日 (令和6年3月8日)	-	-	資料 [NEW] 3月8日 別冊資料(介護報酬改定) [NEW] 3月8日	-
-	2023年3月8日 (令和5年3月8日)	-	-	資料	-
-	2022年3月7日 (令和4年3月7日)	-	-	資料	-

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kouresha/shingi-hosho_126734_00007.html

介護予防支援に関する情報提供

【改正 介護保険法】

(介護予防支援事業に関する情報提供の求め方)

第115条の30の2

市長村長は、第115条の45第2項第3号の規定による介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、指定介護予防支援事業者に対し介護予防サービス計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができる。

【改正 介護保険法施行規則】

(法第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項)

第140条の38の2

法第115条の30の2第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 介護予防サービス計画の実施状況
2. 直近の第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の該当の有無の判断の際に当該基準に該当した第一号被保険者の状況
3. 介護予防支援の利用者の心身又は生活の状況、その置かれている環境、現病歴その他の介護予防サービス計画の作成に当たり勘案した当該利用者に関する基本的な情報
4. 介護予防支援の経過の記録
5. サービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。）の開催等の状況
6. 介護予防支援に係る評価
7. その他市町村長が必要と認める事項